

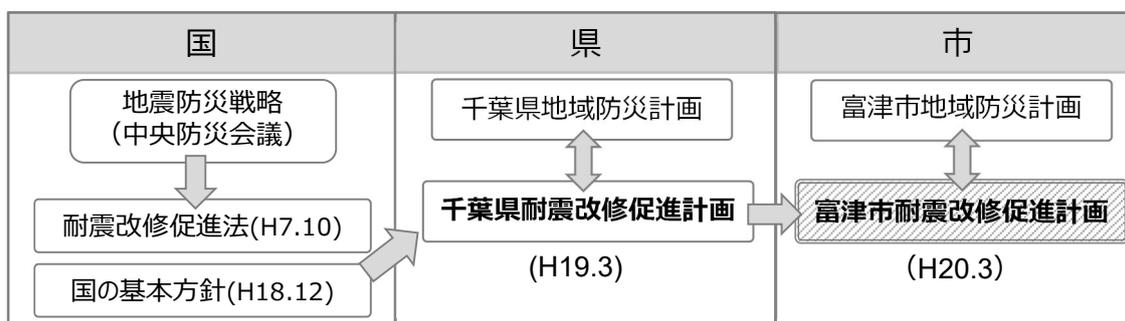
計画改定の趣旨

■背景

本市では、地震によって、人的被害が発生したり、防災活動に支障を与えたりする可能性のある、旧耐震基準で建てられた建物に対して、新耐震基準に適合した補強や建替え等を進めるよう、平成7年10月に制定された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下、「耐震改修促進法」または「法」という。）に基づき、平成20年3月に「富津市耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）」を策定し、建築物の耐震診断や耐震改修など、耐震化施策を総合的に進めてきました。

令和7年7月の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」が改正され、千葉県においても、令和8年3月に「千葉県耐震改修促進計画」が改定されました。本市においても、市内の耐震化状況の実態を把握し、県と連携した耐震診断及び耐震改修等が促進されるよう本計画を改定することとしました。

■位置づけ



■対象建築物

種類	内容	備考
住宅	戸建住宅	併用住宅を含む
	共同住宅	賃貸・分譲共同住宅、長屋住宅等を含む
特定建築物	多数の者が利用する建築物 (法第14条第1号)	多数の者が利用する一定規模以上の建築物
	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 (法第14条第2号)	一定数量以上の火薬類、石油類その他の危険物の貯蔵場又は処理場
	緊急輸送道路沿道建築物 (法第14条第3号)	県計画に記載された緊急輸送道路沿道建築物
公共建築物	市有建築物	
地域防災計画に位置づけられた避難所等		

■主な改定点

- 1) 現行の計画期間が令和7年度で終了するため、上位計画である「千葉県耐震改修促進計画」を踏まえて、計画期間を令和8年度から令和17年度（4年計画→10年計画）までに変更し、おおむね5年ごとに見直しを行う。
- 2) 住宅・民間特定建築物の耐震化の目標を令和12年度までに耐震化率を95%、令和17年度までに耐震性不十分なものをおおむね解消することとする。
- 3) 高齢者（満65歳以上の者）を対象とした耐震化支援策等の拡充を追加。
- 4) ブロック塀対策推進の支援策として、危険ブロック塀等除却事業を追加。

耐震化の現状（令和7年度）

■住宅

種 類	全戸数	耐震性有	耐震化率
木造・非木造	16,504戸	14,556戸	88.2%

■民間特定建築物

種 類	全棟数	耐震性有	耐震化率
多数の者が利用する建築物	80棟	57棟	71%

■市有建築物

種 類	全棟数	耐震性有	耐震化率
防災上重要及び多数の者が利用する建築物	24棟	23棟	96%

■耐震化を図るための基本的な考え方

建築物の倒壊等による人的被害や物的被害を最小化するためには、市や市民がそれぞれの役割を認識することが重要になります。

■建築物の所有者等の役割

建築物の所有者等は、自己の責任で自らの建築物の地震に対する安全性を確保することを原則とし、建築物の所有者等自らが率先して耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修を行うことが必要です。

■民間建築物

民間建築物に係る地震対策は、建築物の所有者等が自己責任において、自らの建築物の安全性を確保することを原則とし、特定建築物の所有者等は、自ら耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修を行うよう努めることが重要です。

■市の役割

市有建築物の耐震診断及び耐震改修等を計画的に実施するとともに、エレベーターの閉じ込め防止対策や天井等の脱落対策などの安全対策を講じるよう努めます。

また、耐震関係規定に適合しない住宅・建築物の所有者等に対する啓発、知識の普及、情報の提供及び耐震化の支援策等の措置を講じるよう努めます。

高齢者（満65歳以上の者）を対象とした耐震化の支援策の拡充を図ります。

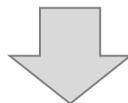
■建築物の耐震化促進を図るための施策等

1. 耐震化の促進を図るための支援策

- 耐震相談会
- 富津市木造住宅耐震診断事業
- 富津市木造住宅耐震改修事業
- 危険ブロック塀等除却事業

2. 啓発及び知識の普及

- 防災ハザードマップの作成・公表
- 建築物の液状化に関する情報提供
- 改修・補強方法に関する情報提供
- パンフレットの作成・配布
- リフォーム工事にあわせた耐震改修の誘導



耐震化の目標設定

■住宅・民間特定建築物の耐震化については、令和12年度までに耐震化率を95%（中間）、令和17年度までに耐震性不十分なものをおおむね解消することを目標とする。